

## 副業・兼業に関する規程

### (総則)

第1条 この規程は、職員の副業・兼業の取り扱いを定める。

2 この規程において、「副業・兼業」とは、職員が収入を得る目的で、法人以外の者に雇われて働くこと、または、自ら営業を行うことをいう。

### (対象者の範囲)

第2条 この規程は、正職員・準職員の雇用形態を問わず、法人の全ての職員に適用する。

### (申告)

第3条 職員は、法人に申告することなく、副業・兼業を行ってはならない。

2 副業・兼業をする者は、別紙の「副業・兼業申請願」に次の事項を記入提出し、あらかじめ法人に申告・許可を得なければならない。

- (1) 副業・兼業をする目的
- (2) 副業・兼業の形態
- (3) 副業・兼業事業所の名称
- (4) 副業・兼業事業所の住所
- (5) 副業・兼業事業所の事業内容
- (6) 従事する業務内容
- (7) 副業・兼業をする期間（労働契約日）
- (8) 副業・兼業をする日及び時間帯
- (9) その他必要な事項

3 上記事項に変更があった場合は速やかに変更点を「副業・兼業申請願」により都度提出しなければならない。

4 職員は法人より、必要情報の開示及び必要な書類提出を求められた場合には応じなければならない。

### (許可)

第4条 法人は「副業・兼業申請願」の提出があった職員に対し、次の事項を全て満たす場合にこれを認める。

- (1) 法人への入職歴が1年を超える者
- (2) 副業・兼業をする目的の正当性が高いと判断される者
- (3) 就業態度が良好だと判断される者（遅刻・早退・欠勤等がないなど）
- (4) 第5条に掲げる義務・禁止事項の全てを遵守できると判断される者
- (5) 第6条に掲げる禁止副業・兼業事項に定められた副業・兼業に該当しないもの

(義務・禁止)

第5条 職員は、副業・兼業をするにあたり、次に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 法人の名前を使用するなど、法人の信用を利用してはならない
- (2) 法人における職務上の権限または地位を利用してはならない
- (3) 法人の機材、備品等を利用してはならない
- (4) 他の職員に対し、副業・兼業に関して、宣伝や勧誘をしてはならない
- (5) 安全と健康に十分注意を払い、法人の就業態度に影響があってはならない
- (6) 法人の業務や各種規則、ルールを優先しなければならない
- (7) 法人内で知りえた技術、顧客情報、内部情報、個人情報の公開漏洩をしてはならない

(禁止副業・兼業)

第6条 職員は、次に掲げるものを副業・兼業としてはならない。

- (1) 法人の信用やイメージを傷つける可能性のあるもの（例：風俗営業関係など）
- (2) 身体に重大な危険を伴うもの
- (3) 健康上良くないものや当法人の業務に支障のあるもの
- (4) 法律で認められていないものや法律で禁止されているもの
- (5) 社会的な道徳や倫理に反するもの

2 職員は、次に掲げる法人と競合する同業種等にて副業・兼業をしてはならない。

- (1) 老人福祉・介護事業
- (2) 病院、一般診療所、訪問看護、助産院、その他医療事業
- (3) 保育園、幼稚園、託児所、学童保育、その他児童福祉事業
- (4) 障害者福祉事業

(自主的な中止)

第7条 職員は、次の場合には、ただちに副業・兼業を中止しなければならない。

- (1) 副業・兼業によって業務、勤怠に好ましくない影響が出ていると判断したとき
- (2) 副業・兼業が安全または健康によくないと判断したとき
- (3) 法人の信用やイメージを傷つけると判断したとき

(中止の届出)

第8条 職員は、副業・兼業を中止したときは、速やかに次の事項を法人に申し出なければならない。

- (1) 中止する副業・兼業の内容
- (2) 中止する理由
- (3) 中止する月日
- (4) その他必要な事項

(中止の勧告)

第9条 法人は、次の場合には、その職員に対し、副業・兼業の中止を勧告する。

- (1) 申告なく無断で副業・兼業を行ったとき
- (2) 副業・兼業によって業務、勤怠に好ましくない影響が出ていると判断される時
- (3) 提出した「副業・兼業申請願」の内容が事実と異なると判断される時
- (4) 第5条に掲げる義務・禁止事項が遵守されていないと判断される時
- (5) 第6条に掲げる禁止副業・兼業事項に定められた副業・兼業に該当するとき
- (6) その他副業・兼業について不都合があると認められる時

2 法人から中止を勧告された職員は、速やかに副業・兼業を中止しなければならない。

(懲戒処分)

第10条 法人は、次の場合にその職員に対し、懲戒処分並びに法的措置を行うことがある。

- (1) 申告なく無断で副業・兼業を行ったとき
- (2) 職員が、法人の副業・兼業の中止勧告に従わないとき
- (3) 提出した「副業・兼業申請願」の内容が事実と異なると判断される時
- (4) 第5条に掲げる義務・禁止事項が遵守されていないと判断されたとき
- (5) 第6条に掲げる禁止副業・兼業事項に定められた副業・兼業に該当するとき
- (6) その他副業・兼業について不都合があると認められる時

2 処分の内容は、その情状に応じて決定する。

(所得の申告)

第12条 職員は、税務当局に対し、副業・兼業によって得た所得を正確に申告し、所定の所得税を納付しなければならない。

2 法人は、職員の副業・兼業にかかわる税務について、一切関与しない。

(法人の免責事項)

第13条 法人は、副業・兼業による事件、事故については、一切その責任を負わない。

(付則)

令和5年8月15日 制定